

◎新潟県告示第1049号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和7年12月9日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷大塚 町1-7	株式会社アルプス ビジネスクリエー ション 長岡店	新	長岡市東藏王2 丁目3-20	令和7年5月7日
			旧	長岡市高見町 549番地1	
社会福祉法人長 岡市社会福祉協 議会	長岡市表町2丁目2番21	長岡市社会福祉 協議会 訪問介 護とちお	新	長岡市上樫出 3034番地	令和6年9月17日
			旧	長岡市新栄町2 丁目2番23号	